

第 2 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和元年 5 月 1 6 日

上富良野町農業委員会

第23回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和元年5月16日(木) 午後7時00分から午後7時50分

2 場 所 JA ふうの上富良野支所 2階役員会議室

3 出席委員 13名

| 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 | 席順 | 委員名 |
|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1 | 谷本 嘉彦 | 2 | 北村 啓一 | 3 | 岩田 修 |
| 4 | 佐藤 良二 | 5 | 沼沢 春美 | 6 | 桑田 俊和 |
| 7 | 島田 政志 | 8 | 三好 利和 | 9 | 對馬 徹 |
| 10 | 井村 悦丈 | 11 | 長谷川裕見 | 12 | 井村 昭次 |
| 13 | 青地 修 | | | | |

4 欠席委員

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

| | | | | |
|----------|----|-------|----|-------|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 大谷 隆樹 | 主事 | 瀬川 翔太 |
|----------|----|-------|----|-------|

8 会議の概要

開会（午後7時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第23回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
12番 井村昭次 委員に合わせ、ご唱和ください。

井村委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。定数に達しておりますので、これより第23回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、11番 長谷川裕見 君、12番 井村昭次 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和元年5月16日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書を添付していますので、ご覧願います。以下、諮問第1号朗読。

所5

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は中富良野町字〇〇〇〇〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、地番は〇〇〇〇番〇〇、他3筆の計4筆、地目は公簿現況ともに田、面積の合計は27,653㎡、内容は売買、対価については4,108千円となりました。移転時期は令和元年5月17日、支払方法は口座振替、支払時期は令和元年10月31

日まで、引き渡し時期は対価の支払い日となります。

所6

出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、地番は〇〇〇〇番〇〇で、1筆となっております。面積の合計は3,501㎡、内容は売買、対価については105千円となりました。移転時期は令和元年5月17日、支払方法は口座振替、支払時期は令和元年10月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日となります。

議 長 諮問第1号 所5番、6番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 島田政志 委員」

島田委員 7番 島田です。所5番、6番について、補足説明いたします。

4月9日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇で開かれ、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所5番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 中富良野町〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、田130,000円と150,000円で売買となりました。

所6番

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇線〇〇号となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、10a当たり、畑30,000円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和元年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

1番

土地の所在は上富良野町〇町〇丁目、地番は〇〇〇〇番〇〇、地目は公簿現況とも田、面積の合計は723㎡、譲渡人は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、売買となりました。この土地は昨年分筆されたものです。地図で上のほうの住宅を〇〇さんが借りられていて、この宅地を購入するのに合わせて残っていた農地を購入することになりました。

2番

地番は〇〇〇〇番〇〇、他3筆、全部で4筆。地目は公簿現況とも畑、面積の合計は33,639㎡、譲渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

3番

地番は〇〇〇〇番〇〇、他3筆、全部で4筆。地目は公簿現況とも畑、面積の合計は29,381㎡、譲渡人は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

4番

地番は〇〇〇〇番〇〇、他1筆、全部で2筆。地目は公簿現況とも田、面積の合計は10,409㎡、譲渡人は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、売買となりました。国道ぶちのもと水田だが、現在は畑として賃貸していた物件です。

5番

地番は〇〇〇〇番〇〇、他1筆、全部で2筆。地目は公簿現況とも田、面積の合計は6,169㎡、譲渡人は〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、売買となりました。

6番

地番は〇〇〇〇番〇〇、他4筆、全部で5筆。地目は公簿現況とも畑、面積の合計は103,552㎡、譲渡人は上川郡美瑛町字〇〇〇〇〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手は上川郡美瑛町字〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、売買となりました。昨年〇〇さんのご主人が亡くなられたことにともない、上富良野町の境界にある土地であるため申請が上がりました。

7番

地番は〇〇〇〇番〇〇、地目は公簿現況とも畑、面積は11,646㎡、譲渡人は上川郡美瑛町字〇〇〇〇〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、受け手は上川郡美瑛町字〇〇〇〇

〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、売買となりました。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 桑田俊和 委員」

桑田委員 6番 桑田です。 議案第1号1番について、補足説明いたします。

出し手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
所在地は、〇町〇丁目となります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの売買となりました。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 對馬 徹 委員」

對馬委員 9番 對馬です。 議案第1号2番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 上富良野町〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区〇〇〇〇となります。

〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 3番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 井村 昭次 委員」

井村代理 12番 井村です。 議案第1号3番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 4番5番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 北村 啓一 委員」

北村委員 2番 北村です。 議案第1号4番5番について、補足説明いたします。

4番
出し手 ○町○丁目の○○○○さん
受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、○○○○さんへの売買となりました。

5番
出し手 ○町○丁目の○○○○さん

受け手 ○○線○○号の○○○○さん
所在地は、○○線○○号となります。
○○○○さんの再処分に伴い、○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号4番5番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 6番7番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 長谷川 裕見 委員」

長谷川委員 11番 長谷川です。 議案第1号6番7番について、補足説明いたします。

6番

出し手 上川郡美瑛町字○○○○○丁目○番○号の○○○○さん
受け手 上川郡美瑛町字○○○○○の○○○○さん
所在地は、○○地区○○○○○となります。
○○○○さんの離農に伴い、○○○○さんへの売買となりました。

7番

出し手 上川郡美瑛町字○○○○○丁目○番○号の○○○○さん
受け手 上川郡美瑛町字○○○○○○番地の○○会社○○○○さん
所在地は、○○地区○○○○○となります。
○○○○さんの離農に伴い、○○会社○○○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号6番7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第1号7番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします「農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和元年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。以下、内容を朗読。

8番

地番は〇〇〇〇番〇〇他7筆、合計8筆。地目は公簿に畑と山林、現況が畑。面積は91,941㎡、出し手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、賃貸借となりました。

議 長 議案第2号 8番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 4番 佐藤です。議案第2号8番について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区〇〇〇〇となります。
〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます、(〇〇番 〇〇委員 着席)

議 長 日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と
いたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。
令和元年5月16日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

許可申請は、農業振興地域内の農用地区域内となっています。農振法の手続きが必要となり、手続き中であり許可は完了後となります。この土地は一種農地と判断されます。連担性の続く10ha以上の優良農地とされますので、一種農地に関しては例外規定以外では転用許可が出ないとなっています。転用許可の例外規定に該当するとしましたら、たとえばファームインや農家レストラン等が、一種農地や国道ぶちにおける例外規定で許可できる案件かと思われます。また、隣接農地の所有者の方から好ましくないという意見をお伺いしていることから、議案を提出させていただきましたが、ご意見を頂ければと思います。

審議資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧ください。

以下、内容を朗読。

1番

上富良野町〇〇〇〇番〇〇、合計1筆、地目は公簿と現況ともに畑、面積が4,755㎡、契約内容は所有権移転、転用目的はホテル、それに伴う浄化槽・物置・駐車場・ホテル関連施設の建設となっています。図面として利用計画図を添付しています。宿泊棟と浄化槽物置それから通路・来客用の駐車場、作業用用の駐車場、イベント広場にセグウェイコース等という計画になっています。土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんで、転用申請者は勇払郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地の〇〇会社〇〇〇〇代表取締役の〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。先ほどにも述べたとおり、一種農地と判断されるかと思われますので、今の時点では転用許可に該当しないのではないかと考えられますので慎重審議をお願いします。

これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 北村啓一 委員」

北村委員 2番 北村です。議案第3号について、補足説明いたします。

土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
転用者は勇払郡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇
さん。
所在地は〇〇地区〇〇線〇〇号です。

ホテルの建設、及び関連施設の転用となります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 イベント広場はすでに売買されているのでしょうか。

事務局長 こちらの宅地のほうの取引は終わっていないと聞いています。こちらにはどなたか住まわられています。

北村委員 奥さん住んでいる。

長谷川委員 〇〇さんは農地を貸したり売ったりできるのか。

事務局長 転用許可であれば問題ないが、第一種であるため検討する必要がある。

對馬委員 国道沿いじゃなかったらいいのか。

議 長 国道ぶちだから可能性は他に比べて高いと考えてよい。

事務局長 国道に隣接している土地であれば、たとえばコンビニやガソリンスタンドなどの場合は認めてもいいという例外規定がある。今回は通常のホテル等の建設とみられるため、ファームインや農業体験施設として見ることはできない。また、近隣農家への影響、たとえば日照などの影響があるかどうか、そのほか隣接者の同意がなければ建設はできない。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。
今回はまだ十分な審議が必要と考えられますので、保留ということでご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は保留扱いとなりました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第 23 回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問 1 件、議案 3 件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 17 時 50 分

上記第 23 回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和元年 5 月 17 日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____